２０２６年 ５月１９日

住之江　区長　様

大阪社会保障推進協議会
会　長　　安達　克郎
大阪市内ﾌﾞﾛｯｸ　代表　中居　多津子
大阪府大阪市北区錦町２－２　国労会館
Tel, 6354-8662　Fax, 6357-0846
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ、osakasha@poppy. ocn. ne. jp

２０２６年度　２４区キャラバン行動要望書

日頃は区民の生活支援や要望対応、私どもの活動にご理解・ご協力を戴き、ありがとうございます。

さて、今年度も、大阪市２４区キャラバンを実施いただきたく、要望書を提出します。すみやかに、ご回答と協議日程を提示してくださるよう、お願い致します。

記

１．介護事業について

① 第１０期の介護保険料改定では、保険料を引き下げ、段階の細分化、第一段階の乗率の引き下げ、最高段階の乗率は引き上げるように、課長会議等で本庁に要請すること。

② 介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。

③ 介護保険料の滞納者・未納者については、無理な取り立てや滞納処分をせず、理解と納得を得た対応を行うこと。

④ 介護保険料の軽減措置ついて、決定通知書に記載するだけでなく、広報紙に掲載するなど、制度を広く告知し、活用すること。

⑤ 介護認定は速やかに３０日以内に認定出来るように必要な措置を講ずること。また、「緊急を要する者」については、迅速に認定するよう催促すること。

⑥ 訪問型サービス（生活支援）が、幅広く利用できるよう地域包括センターと連携して改善すること。

⑦ 虐待・孤立・近隣とのトラブル・サービス拒否等の「支援困難者」の支援については、サービス利用者任せにせず、区役所と地域包括支援センターが、ケアマネジメントを行うこと。

⑧ おむつを必要とする要介護者・高齢者のおむつ代を補助すること。

⑨ 補聴器購入助助成制度については、ボランティア活動等の条件削除、補助金の引き上げ、区役所での申請受付もできるように改善すること。

⑩ 高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるよう「老人憩いの家」

事業を復活し、財政や人的支援の施策を行うこと。

2. 医療施策について

① 乳幼児健診（３か月、１歳半、３歳）の未受診児童をなくすこと。

② 幼稚園や保育園に通っていない「４歳児訪問事業」の実情を公表すること。

③ 無料低額診療医療制度を広く啓発し、利用をはかること。また、制度に賛同・参加する医療機関を増やすこと。

④ コロナ・インフルエンザなどの感染症、熱中症、、食中毒等の対策について、区民への情報発信、区民の要望への対応など、丁寧に対応すること。、

3．国民健康保険事業について

①国保料の滞納者や納入困難者への相談は、「支払い可能な」対応をおこなうこと。

②滞納者については、給与などの差し押さえは極力避けて、「滞納処分の停止」などの処置を躊躇することなく活用すること。また、換価の猶予、納税の猶予を活用すること。

③所得減少減免措置の広報を行い、申請・相談者には丁寧に対応するとともに、申請・審査は区役所で行うこと。また、即時減免については、見積の裏付け書類等を簡素化するなど利用しやすく改善すること。

④一部負担金免除の制度を広く知らせて、活用を援助すること。

⑤保険証を保持者してない人へは資格確認証送付などの措置を広く知らせること。

4. 健康診断について

① 特定健診向上のために、広報活動など様々な努力を行うこと。

② 生活保護利用者の「受診票」を申請制でなく速やかに送付すること。また、対象者と受診者数を公表すること。

③ガン健診の受診率を高めるよう、効果的な施策を行なうこと。

5．生活保護

①窓口で「水際作戦」でパワハラ、セクハラ発言で、申請を思い留まらせるような言動は根絶すること。

（例）長時間待たせる、体を使って働け、家や保育所を探して来い、貯金が５万円以下になって出直せなどの言動。、

②窓口では、懇切丁寧に聞き取り、要領よく説明し、面談記録を他の相談員にも共有するなど、気持ちよい応対をすること。例えば「長時間聞き取りをされた」でなく「よく話を聞いてくれた」と思われるような対応に努力すること。

③「扶養照会」を強要しないこと。廃止を具申すること。

④貸付「つなぎ資金」は速やかに支給し、生活支援の相談にも対応すること。

⑤CW（ケースワーカー）の対応の仕方・言動が悪い例がある。例えば、「引っ越し・大型ゴミの処分費用は出ない、生保受給者はフードバンクを利用できない、プレミアム商品券の差額は収入になる、生活クラブには入会出来ない」など不安を抱かせる例が出されている。区役所でも、研修や指導を徹底すること。

⑥シングルマザー宅への訪問は必ず女性ケースワーカーが同行すること。

⑦生活保護の鍼灸の施術は「医師の同意日」まで遡って認めること。また、「施術同意確認書」を施術券発行の要件にしないこと。

⑧電化製品が故障した時の買い替え資金を援助すること

⑨「生活保護は権利です」のチラシやポスターを作成して活用すること。

6．保育、教育、貧困児童対策

① 認可保育所への年齢別定員数と応募者数、利用保留児童数と内訳別数を明らかにし、保留児童解消の具体的な対策・計画を提示すること。

② 小中学校の統廃合は、教育的意義、保護者や地元の合意を得て、慎重に行うこと。また、学校選択制は合理的な理由のみに留め、「指定外通学」の適用をすすめること。

③ 中央区、西区、阿倍野区、天王寺区などの児童過大校は解消すること。

④ ヤングケアラー、生活困難児童への対策の施策を講ずること。

⑤ いじめ根絶、不登校解消への施策を拡充すること。

7．生活支援

① フードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、会場費補助、チラシ配架、消費期限間近の災害用備蓄食料の提供などの支援を行うこと。

② 子ども食堂、無料塾、子育て相談などの施策支援・事業を拡大すること。

8．災害対策

① 避難所の開設の情報、停電時の支援、要支援者の安否確認など、地域での救援・救助活動がスムーズに出来るように、指示し、援助すること。

② 各区の避難所数と、飲食料数・毛布備蓄数、避難所利用予想数、要避難支援者数と対策、生活弱者・障がい者への支援策、マンション居住者対策、津波対策、福祉避難所数などの避難計画を明示すること。

③ 賃貸マンション向けの防災マニュアルを作成し、活用を援助すること。

④避難ビルの協力増設と目立つ表示、災害用の物資、人的支援など、民間の協力・支援による防災態勢を拡充すること。

９．住宅施策、生活環境の改善など

①市営住宅の政策空家を減らし募集戸数を増やすこと。市営住宅を増設すること。若者が入居しやすいように、所得制限を緩和すること。

②民泊事業は廃止すること。当面、民泊に関する騒音・ごみ問題などの苦情や相談の窓口を区役所内に設置すること。

③公園のトイレ・水道を改修し、また、未設置の公園には早急に設置すること。

④図書館などの公共施設のトイレを洋式化すること。

⑤マイナンバーカードを強制しないこと，

⑥自衛隊への名簿提供をしないこと。

１０、交通施策

①オンデマンドバス、コミュニティバスを運行について、利用料金は１００円、敬老パスおよび障碍者用パスの利用、隣接区との乗り継ぎ利用も出来るような制度にすること。

②シテイバス・地下鉄に関する要望窓口を市役所に設置すること

以上